

## 海外日本語教師 オンライン 研修 申請要領

### 1 趣旨

本プログラムは、海外の現職の日本語教師を対象に、オンラインで日本語教育の教授法に関するテーマについて、理論および指導のための基礎知識を学ぶ研修です。

令和3年度のテーマは、「JF 日本語教育スタンダード」「日本語教育と文化」「読解の教え方」「文法指導法再考」「ビジネス日本語の教え方ーニーズを調べる」の5つです。この研修は、事前学習とライブセッションで構成されます。事前学習では、国際交流基金日本語国際センターが新たに作成した教材で自習し、課題に取り組みます。ライブセッションでは、日本語国際センターや各国からの参加者とオンラインでつなぎ、ディスカッションしながら、その内容を確認し理解を深めます。

### 2 研修概要

#### (1) 期間

ア JF 日本語教育スタンダード

2021年7月1日～8月4日

ライブセッション：毎週木曜日 16:00～（日本時間） ※ただし7月22日を除く

イ 日本語教育と文化

2021年8月3日～9月13日

ライブセッション：毎週火曜日 10:00～（日本時間）

ウ 読解の教え方

2021年9月2日～10月20日

ライブセッション：毎週木曜日 16:00～（日本時間） ※ただし9月23日を除く

エ 文法指導法再考

2021年10月5日～11月15日

ライブセッション：毎週火曜日 10:00～（日本時間）

オ ビジネス日本語の教え方ーニーズを調べる

2021年11月4日～12月15日

ライブセッション：毎週木曜日 16:00～（日本時間）

※日程は現時点での予定であり、1～2週間前後にずれたり、短縮や延長をしたりする可能性があります。

※ 日程に記載されている曜日と時間は、日本時間ですので、自国での日時を確認してください。

※ ライブセッションは1回あたり90分程度を予定しています。

#### (2) 研修内容

ア 「JF 日本語教育スタンダード」

この研修では「JF 日本語教育スタンダード」の基本的な考え方と特徴を理解することを目標とします。まずオンデマンド教材（動画）で自習した後、ライブセッションでその内容を確認し参加者同士のディスカッションを通して理解を深めます。

イ 「日本語教育と文化」

この研修では、文化の特徴や異文化理解能力、日本語教育に文化を取り入れる意義と方法について、理解を深めることを目標とします。まずオンデマンド教材（動画）で自習した後、ライブセッションでその内容を確認し参加者同士のディスカッションを通して理解を深めます。

ウ 「読解の教え方」

この研修では、読むことについての理論と読解の基本的な指導法を理解することを目標とします。まずオンデマンド教材（動画）で自習した後、ライブセッションでその内容を確認し、効果的な読解授業を行うためのアイデア交換や問題解決をテーマに参加者同士のディスカッションを行います。

エ 「文法指導法再考」

この研修では、文法指導のバリエーションを増やすことを目標とし、各自の現場で何をどのように教えるか考えます。毎回、授業前に課される課題をもとに、授業では参加者同士でディスカッション等を行い、各自の文法および文法教育に対する理解を深めます。

オ 「ビジネス日本語の教え方－ニーズを調べる」

この研修では、自分のコースの学習者や修了生が、実際に日本語を使って仕事をするときに、どんな日本語を使う必要があるか調べる必要性やその方法について理解することを目標とします。毎回、事前課題をもとに、参加者同士で話し合います。

(3) 採用予定人数

53名（ア JF 日本語教育スタンダード：15名、イ 日本語教育と文化：11名、ウ 読解の教え方：15名、エ 文法指導法再考：7名、オ ビジネス日本語の教え方－ニーズを調べる 5名）

### 3 申請資格

海外で日本語教育を行う教育機関（個人からの申請は受け付けません）。また、参加候補者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。本研修は日本国籍の方も申請が可能です。

※対象地域：国際交流基金海外事務所所在国

- (1) 申請機関と雇用関係にある日本語教師で、研修終了後も当該期間に引き続き勤務することが決定していること。なお、申請時点で日本語教師として教育実習中の方は対象としません。
  - (2) 日本と国交のある国又は日本の国籍を有すること。※台湾の方も申請可能です。
  - (3) 2020年12月1日時点で、2年以上の日本語教授年数を持つこと（個人教授及び教育実習の期間は除きます）。
  - (4) 日本語運用力につき、申請時点で下記のいずれかを満たしていること。
    - ア 上記2(2)のテーマのうち、ア～ウについて
      - (ア) 日本語能力試験 N3 程度以上、又は旧日本語能力試験 2 級程度以上
      - (イ) JF 日本語教育スタンダードで B1 レベル以上
    - イ 上記2(2)のテーマのうち、エ及びオについて
      - (ア) 日本語能力試験 N2 程度以上、又は旧日本語能力試験 2 級程度以上
      - (イ) JF 日本語教育スタンダードで B2 レベル以上
- ※（日本語能力試験の各レベルの認定の目安は日本語能力試験公式ウェブサイトの「N1～N5：認定の目安」<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html>を参照）
- ※（JF 日本語教育スタンダードの各レベルの認定の目安は JF 日本語教育スタンダード公式ウェブサイト「JF スタンダード資料 2. レベル基準が知りたい」[https://jfstandard.jp/pdf/whole\\_standard.pdf](https://jfstandard.jp/pdf/whole_standard.pdf)を参照）

#### 4 審査方針

- (1) 当該国、地域・機関での日本語教師研修の必要性、申請機関が「さくらネットワーク」の認定機関であるか、候補者の日本語運用力、教授経験の他、候補者のポジション（専任/非専任）、影響力等の観点から審査します。  
 ※「JFにはんごネットワーク（さくらネットワーク）」については、以下のウェブサイトを参照してください。<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/education/network/>
- (2) 2020年12月1日時点で、59歳以下の研修参加候補者を優先します。
- (3) 2015年4月から2021年3月31日までに国際交流基金日本語国際センターにおいて、日本語教師研修を受講した人は優先順位が下がります。
- (4) 上記2の(2)のテーマのうち、オ「ビジネス日本語の教え方-ニーズを調べる」の採用については、所属機関でビジネス日本語のコース、授業を担当している、または担当する予定がある研修参加候補者を優先します。

#### 5 申請手続

- (1) 申請書類
  - ア 申請書類フォーマットは、以下のウェブサイトから入手可能です。  
<https://www.jpf.go.jp/j/program/index.html>
  - イ 申請書は全部で11ページです。申請書の原本とそのコピー1部を、それぞれホッチキス留めをして、提出してください。申請書に不備がある場合は、審査対象とはなりませんのでご注意ください。
- (2) 申請締切  
**2021年5月14日（必着）**
- (3) 提出先（「10 申請・問合せ先」参照）  
 国際交流基金海海外事務所
- (4) 申請書の受理通知  
 申請書の受理通知を希望する場合は、配送状況を追跡できる方法をご利用いただくか（簡易書留等）、申請書類に返信用はがきをご同封ください。返信用はがきには、切手貼付及び宛名面記入の上、プログラム名及び受理通知を希望する旨ご記載ください。切手が貼られていないもの、必要事項が記載されていないものは返送できませんので、ご注意ください。
- (5) 注意点
  - ア E-mail や FAX での申請書の提出は受け付けておりません。新型コロナウイルス感染症の影響により、郵送等に通常以上に時間がかかることも予想されますので、締め切りに十分な時間的余裕をもって送付していただくようお願いします。  
 なお、申請期間中の社会状況により、必要書類の準備や郵送に著しい困難を伴う場合は、下記10(1)提出先に連絡の上、指示を仰いでください。
  - イ 提出された申請書類は返却いたしません。申請する際には、必ず申請者用のコピーをお手元に残しておいてください。
  - ウ 申請書類提出後、記入内容に変更が生じた場合には、速やかにお知らせください。

#### 6 結果通知

- (1) 採否は、2021年5月末頃に通知します。
- (2) 採否理由等についてのお問合せには一切応じられませんので、ご了承ください。

## 7 研修参加者の義務

国際交流基金日本語国際センターの指示に従って、全ての研修活動に参加すること。

## 8 事業に関する情報の公開

- (1) 採用された場合、申請者・団体の名称、研修の概要等の情報は、国際交流基金事業実績、年報、ウェブサイト、国際交流基金日本語国際センター研修実施案内等において公表されます。
- (2) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づく開示請求が国際交流基金及び協力機関に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類は開示されます。

## 9 個人情報の取扱い

- (1) 国際交流基金は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)ほか、各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。国際交流基金の個人情報保護への取組については、以下のウェブサイトをご覧ください。

(和) <https://www.jpf.go.jp/j/privacy/> (英) <https://www.jpf.go.jp/e/privacy/>

- (2) 申請書・添付書類、及び事業報告書・成果物等に記入された情報は、採否審査、事業実施、事後評価等の手続のほか、次のような目的で利用します。
  - ア 記載された氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、国際交流基金の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成に利用されます。また、国際交流基金事業の広報のため、報道機関や他団体に提供することがあります。
  - イ これらの情報を、必要な範囲で外部有識者等の評価者(採否審査、事後評価等のため)に提供することがあります。
  - ウ 事業終了後に、本件事業に関するフォローアップのためのアンケートをお願いする場合があります。
  - エ 記入される連絡先に、他の国際交流基金事業についてご連絡を差し上げることがあります。
- (3) これらの個人情報の取扱いについては、申請者より事業関係者にも事前にご説明くださるようお願いいたします。
- (4) 本プログラムに応募された方は、上記の個人情報の取扱いに同意したものとみなします。

## 10 問合せ先

### (1) 担当部署

日本語国際センター教師研修チーム Tel: +81-48-834-1182 Fax. +81-48-834-1170 E-mail: [urawakenshu@jpf.go.jp](mailto:urawakenshu@jpf.go.jp)

### (2) 海外からの申請

申請に先立ち、必ず最寄りの国際交流基金海外事務所に電話、E-mail等で、申請書提出先や申請資格の確認を行ってください。

国際交流基金海外事務所一覧: <https://www.jpf.go.jp/j/world/index.html>

## 申請書作成上の注意

- (1) 人名は、パスポートの表記に合わせてご記入ください。パスポートをお持ちでない方については、運転免許証等、当該国における公的な身分証明書の表記に合わせてください。
- (2) 申請書はタイプ又は黒のボールペンを用いて活字体で記入してください。
- (3) 申請書は、「英語」や「原語」等の指示があるところ以外は日本語で記入してください。また、記入にあたって「候補者」部分は、候補者が他の人の助けは借りず、自分の力だけで書いてください。

以上